本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1．磁気ディスクに記録された事項

2．磁気ディスクと併せて提出される書類

備考1　※の欄には、記載しないこと。

2　宛先の欄には、法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供にあっては事業所管大臣、法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求にあっては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。

3　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

4　磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。

5　磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。

6　該当事項がない欄は、記載しないこと。

7　提出票の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

省　令

○厚生労働省令第百三十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十二号）の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百四十九条の六」を「第二百四十九条の八」に改める。

第二百四十九条の二の見出し中「指定薬物」を「指定薬物等」に改め、同条第一項第一号中「代表者の氏名」の下に「、次条第一号、第二百四十九条の四第一号及び第二百四十九条の五において同じ。」を加える。

第二百四十九条の三第一項第一号中「（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）」を削る。

第二百四十九条の四の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第一号中「又は販売」を「販売」に、「陳列する」を「陳列し、又は広告する」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）」を削る。

第二百四十九条の六中「物品」の下に「又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を加え、同条を第二百四十九条の八とする。

第二百四十九条の五中「指定薬物又は」を「指定薬物若しくは」に、「を貯蔵し、若しくは陳列している」を「若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している」に改め、「者又は」の下に「指定薬物若しくはこれらの物品を」を加え、「若しくは陳列した」を「陳列し、若しくは広告した」に改め、同条を第二百四十九条の七とし、第二百四十九条の四の次に次の二条を加える。

（法第七十六条の六第二項の規定による命令に係る厚生労働大臣への報告事項）

第二百四十九条の五　法第七十六条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第二項の規定により製造等を禁止される者の氏名及び住所とする。

（指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止及び禁止の解除の方法）

第二百四十九条の六　法第七十六条の六の二第三項の告示は、同条第一項の規定による禁止又は同条第二項の規定による禁止の解除に係る物品の名称、形状、包装について行うものとする。

第二百八十一条第一項中「第二十号」を「第二十二号」に改め、同項中第二十八号を第三十号とし、第十九号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　法第七十六条の七の二に規定する権限

第二百八十一条第一項第十七号中「第七十六条の六」を「第七十六条の六第一項及び第二項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　法第七十二条の五に規定する権限

様式第百三及び様式第百三の二を次のように改める。

様式第百三（第二百四十六条関係）

第一面

85mm

第　　号

薬事監視員身分証明書

所属庁

氏　名

年　月　日生

年　月　日発行

厚生労働省（地方厚生局、都道府県、保健所設置市又は特別区）

印

写真

53mm